

環 保 第 2744 号
平成 26 年 3 月 20 日

株式会社エコ・サポート
代表取締役 山本泰三 様

大阪府知事 松井 一郎

夢洲天然ガス発電所建設事業計画段階環境配慮書に対する
環境の保全の見地からの意見（申述）

平成 26 年 1 月 24 日付けで送付のあった標記配慮書について、環境影響評価法に基づく発電所に係る技術指針等を定める主務省令^(※)第 14 条第 3 項の規定により、環境の保全の見地からの意見を下記のとおり申し述べます。

- ※ 発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成 10 年 6 月 12 日 通商産業省令第 54 号)

記

本配慮書については、計画段階配慮事項として工事の実施に関する事項が全く選定されていないことや、供用に関する事項として大気質の窒素酸化物しか選定されていないこと、また、事業実施想定区域の土地利用計画と整合がないことなど、環境配慮の視点からの検討が不十分であり、環境影響評価法の求める配慮書の趣旨及び目的に則した配慮書とは言えない。

従って、法の趣旨及び目的に沿って、環境配慮の視点から十分検討を行い、改めて、配慮書を作成し、配慮書手続きをやり直すべきである。